

令和6年度第2回福島県自立支援協議会

日 時：令和7年2月14日（木）13：15～16：10

場 所：福島県庁 西庁舎12階 講堂

出席者：委員7名、専門部会長5名、
オブザーバー2名、事務局13名

〈 次 第 〉

1 開 会

2 挨拶（福島県保健福祉部障がい福祉課長）

3 議 題

（1）福島県自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況について

（2）自立支援協議会における協議事項について

- ・第1回自立支援協議会協議事項『双葉郡からの避難住民への相談支援体制』の追加説明

- ・『医療的ケア児に対する支援環境の構築について』

（支援に必要な関係機関が充足していない地域への支援の在り方）

（3）情報提供

「障がいを理由とする差別の解消推進のための福島県職員対応要領」

4 閉 会

〈 議 事 〉

（1）福島県自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況について

各専門部会より活動報告があり、その後、質疑となった。

【地域生活支援部会への意見等】

○入所施設からの地域移行について、アンケートでは意思決定支援を行っているとの回答のパーセンテージが高い。意思決定をするには、今いる入所施設の状況の中だけで意思決定支援を行うのは難しいと思う。意思決定で移行を希望すると言ってから体験をするというよりは、希望する前にいろいろな所を見学することが必要だと思う。

○移行を希望しない方も32%いた。移行を希望する人たちにだけスポットが当たるのはまずい。希望しない理由も今後、確認が必要ではないか。

○施設入所の方の地域に移行したいという思い、意思決定支援を今後どのようにしていくのか。施設側だけではやっぱり解決できない。地域移行・定着の支援が重要だと思う。

○地域移行した方の事例をもとに、ロールモデルとして広げていくのも良いと思う。

○支援者だけではなく、施設の入所者・家族にも地域生活移行への理解は必要。意思決定支援は進んできているが、本人が意思を決める題材をどれだけ提供できるかが大事。

○あいえるの会では、自立移行住宅という地域で生活するために3年間、地域で生活するために必要なことを学ぶ、一人暮らしの練習をするアパートがある。障がい者もできるという自信に繋がる。1法人だけではできないし、基幹相談支援センターと生活相談と行政と一緒に考えないと地域生活移行は進まない。年単位で長期的に考えていくといい。

⇒【地域生活支援部会長】

- ・一度施設を出てしまうと、失敗しても施設に戻れないということも地域移行を希望しない理由の一つかと思う。

・アンケートの中で、地域生活移行を希望している施設利用者のうち、実際に取り組んでいるのはごく一部。施設側で利用者にとどのように意思を確認しているのか、アプローチの仕方について今後予定している施設訪問の中で確認していきたい。

・家族は、親亡き後が心配で、施設入所の待機待ちをする。施設入所を選ばざるを得ない状況もある。本人に対して地域生活移行を説明するには、グループホームなどで体験してもらい、買い物や地域のゴミ出し等を実際に経験することが良いと思う。

⇒（自立支援協議会長）

・親の子離れも障害となっていると聞く。親に対する啓発活動、親が障がいを持っているお子さんを一人の人間として、大人として理解し、親離れ・子離れして社会的な支援に委ねていくことも必要であり、ピアサポートにつながっていくのではないかと思う。

【人材育成部会への意見等】

○意思決定(形成)支援には、施設入所の相談員も地域の事が理解できるような研修が必要ではないか。5年に1回の法定研修だけでは施設の相談員にも広がっていかない。地域の相談員も施設の現状が見えにくい。

○人材育成のため圏域ごとに講師等になる人材を推薦していくことは良いと思うが、法人の負担等も考えていただき、バランスの取れた体制作りをお願いしたい。

○相談員の地域移行に関する研修も必要ではないか。

○ピアサポーター研修も毎年開催している。ピアサポーターの活用を今後どのように行っていくのか。特に、地域移行に関しては、ピアサポーターが重要な役割を果たすと思う。相談支援と連携して、ピアサポーターが本人の意思決定支援の応援隊として入れるような仕組みを作れるといい。

⇒【人材育成部会長】

・地域移行も視野に入れた研修については、今後検討していきたい。

圏域から推薦をもらうときにバランスを取ってもらい、圏域の人材の底上げを行っていききたい。

・地域生活移行に関するピアサポーターの活用については、地域生活支援部会の地域生活移行促進コーディネーター事業の活動にピアサポーター研修の受講生の名簿を入れて、一緒に活動していくというのも一つの方法ではないかと思う。

○専門別研修で意思決定支援と障害児支援を各圏域で実施している。今までは県単位で年に1回だけ実施していた研修が、より身近なところで身近な人から継続的に学べるという仕組みをつくったことは良かったと思うが、継続性を保つためには、それに伴う謝礼等がないと継続が難しい。そこを県として考えているのか伺いたい。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

・人材育成に係る研修の講師に対する謝礼等について、継続して研修を行っていくためにも講師となる方のモチベーションにもなるよう、来年度、令和8年度からの予算化に向けて検討していきたい。

【子ども部会への意見等】

○講師等で学校に行くことも多く、気になるお子さんがたくさんいる。

学校側、教育委員会側から気になる子について、どのように支援していくかを福祉分野に伝えていくということも必要ではないか。

⇒【子ども部会長】

・教育との連携については、入り口のところで上手く入っていけないことがある。ただ

し、地域毎にみると顔の見える関係を築けている所もある。まずは、重なるところをどうやって作っていくのか、気になる子への支援を教育分野でどのようにしているのか、研修会に参加させてもらうなど福祉側で学ばせてもらう機会をいただけるようアプローチをしていきたい。

⇒【特別支援教育課】

・特別支援学校には、地域支援センターがあり、地域の小中学校、高等学校、幼稚園・保育園等に通う障がいのある子を持つ保護者の支援を行っている。

地域支援センターの職員が地域の自立支援協議会に参加し協議をしたり、教育委員会の研修会に呼ばれて一緒に研修を実施している。

⇒【自立支援協議会長】

・スクールソーシャルワーカーや地域支援コーディネーター、福祉と教育の繋がる場がもう少しオフィシャルにできると良い相乗効果が生まれるのではないかと思います。

【障がい者差別解消部会への意見等】

○相談件数が伸びていない。関係機関にも呼びかけていくと良いのではないかと。

支援者の中には差別だと思いつつも相談していないのかもしれない。

○障害者は、差別されることに慣れ、それが当たり前になっている人が多いという気がする。合理的配慮について法律もできたので、もう少しPRする、啓発する必要がある。

⇒【障がい者差別解消部会長】

・福島県社会福祉協議会には、運営適正化委員会という組織があり苦情相談が寄せられる。そうした相談事例なども確認していきたい。また、障がい児者福祉施設協議会という機関があり、合理的配慮について、そうしたところにも啓発していきたい。

(2) 自立支援協議会における協議事項について

①第1回自立支援協議会協議事項『双葉郡からの避難住民への相談支援体制』の追加説明事務局から資料7に基づき説明。

【主な意見等】

○相談を受けている基幹相談支援センターや相談支援専門員は、被災者支援に壁があるわけではないと思う。ただ委託元の市町村に対して後ろめたさがある。

○地域によって、対応するところとしないところの地域格差があると、相談を受ける側としては、誰に相談したらいいのか分からない。県として基準やルールが必要だと思う。

○前回の自立支援協議会のときに、災害対策課の方から報告があったが、せっかく個別支援計画を作るので災害が起きたときに使えるものになっているのか検討した方がいい。

○災害部会を立ち上げてもらいたい。東日本大震災の経験を基に当事者も入って、どういった所に困ったのかなど他県にも伝えていく必要がある。

⇒【自立支援協議会長】

・災害の防災関係のところで個別支援計画を立てる。避難生活が長期化する場合もアセスメントを行い個別支援計画を立てる。防災関係部署と連携し、情報共有してほしい。

②協議事項『医療的ケア児に対する支援環境の構築』について

事務局より資料8に基づき説明。

【主な意見等】

○医療的ケアが必要な方への対応について、看護師の不足、利用者がある程度いないと事

業所の運営が成り立たないこともある。事業所への看護師配置の考えだけでは対応できない状況になっている。

○当法人では、訪問看護師と仲よくなり、看護師と個人契約を結び来てもらったこともある。

○県において、医療的ケア児の支援に必要な資源が不足している地域の把握は出来ているのか。また、支援者の養成やコーディネーター養成をしているとのことだが、圏域ごとに受講している人がいるのかという把握はしているのか。

⇒【事務局（児童家庭課）】

・社会資源調査において、地域資源の把握を行っている。

コーディネーター養成研修には、各地域から満遍なく受けていただいているが、コーディネーター配置となると、まだ半数程度の市町村にしか配置されていない。

県では、市町村担当者会議を開催し配置についてお願いしたり、医療的ケア児支援センター職員が未配置市町村を訪問して事例を紹介するなど、コーディネーター配置について呼びかけている。

⇒【自立支援協議会長】

・コーディネーターが未配置であっても、少しずつサービスが提供できている地域もある。社会資源の状況によっても格差が生じている。

○医療的ケア児者の支援については、地域で考えることと、もう少し大きな単位で県として医療をどう巻き込んでいくのか、どんなふうに医療にアプローチをすると連携ができるようになるのか検討が必要。

○教育部局で医療的ケア児の数を把握している。その中で今どこにどんな支援があるのかという現状を把握しないと対策が打てない。県だけでなく市町村にも入ってもらい、現状を把握することも必要ではないか。

○南相馬市の医療的ケア児支援の取組について、現在、市では医療的ケア児コーディネーターを2人配置している。市は、具体的なニーズ把握、喀痰吸引等が必要な児がどこの機関とつながっているのか、サービスにつながっているのかどうかの把握が足りないということで、子ども発達支援部会のワーキンググループでニーズ把握に取り組んだ。結果も県にある程度報告していると思う。こういったものを積み上げると各地域のことが分かると思う。

○特別支援学校の医療的ケア会議が年に2回くらいあり、学齢期の医療的ケア児のデータがあるため、それを活用してはどうか。放課後等デイサービスや学校に通える児はいいが、そこに行けない重度の医療的ケア児について学校に訪問するなどした方が早いと思う。

○医療と福祉の連携会議に出た時、訪看での対応が難しいということを経験の方からも話があった。それは児に限らず者の方についても同じで、自宅で看たいがその支援がないために在宅介護はできないとの話もあった。

○医師、開業医、看護師の手技や新しい医療的ケアの勉強会をオンライン等でも実施することも必要だと思う。医療的ケア児へのサポートを自信を持って対応できる医療関係者が出てくれば、訪問看護ステーションの中で医療的ケア児を看られるところも出てくる。そこでまた、地域の病院なども協力頂けるような体制が少しずつできるのではないか。

⇒【自立支援協議会長】

・困り感のエビデンスをもう少し明確に深掘りし、それに対する対策が質・量的にどれくらい必要になるのか分かれば、あとはそれをどう構築していくかのアクションを起こすことになる。数値的にもう少し具体的に現状分析をしてほしい。

⇒【事務局（児童家庭課）】

- ・関係機関に確認をして、今ある情報で確認できること、確認できないことについて、社会資源調査等に加え情報収集しながら取り組んでいきたい。

○訪問看護がなかなか難しいという話の中で、それぞれの事業所が一事業所（訪看）に断られたというレベルなのかもしれない。例えば福島県訪問看護連絡協議会に自立支援協議会のオブザーバーで来ていただき、現在の状況やニーズについて伝え、どうしたら繋がることのできるのかを聞いてみてはどうか。

(3) 情報提供

『障害を理由とする差別の解消推進のための福島県職員対応要綱要領』について事務局から資料8に基づき説明。

【主な意見等】

○視覚障がい者は情報障がい者である。資料に意思疎通について出ているが、小さい文字で意思疎通の配慮の例と書いてある。行政の申請書は、文字が小さく薄い。どこに何を書いたらいいのかよく分からない。もっと大きくならないものか。現在はユニバーサルデザインの文字も出ている。分かりやすい弱視の方も見やすい文字にできないものか。

○Uni-Voiceは、非常に有効な手段だと考えている。Uni-Voiceであればデータを取っておいて、後から読むこともできる。視覚障がいに限らず、健常者であってもUni-Voiceは有効・有用な手段。権利等が出てくるが、Uni-Voiceのソフトも無料で使える。

⇒【事務局（障害福祉課）】

- ・広報物関係のチラシやリーフレット、ホームページ等、イベントの運営について、今年度中に、県庁内に共有する予定で、障害のある方に配慮したガイドラインを作成中。Uni-Voiceの話と、拡大文字等についても言及しており、庁内でも対応できているところが少ないので、まずは県庁内からやってみようという取組を進めている。

(4) その他

【主な意見等】

○優生保護法の一時金が支給される。多くは知的障害者の方や聴覚障害の方で介護保険を受けられている方が多くいらっしゃるという話も聞いている。

これは、個人の申請によるものとなっているため、情報をうまく発信できない、受け取れない方に対する対応を県としてどのように考えているのか。

○山形県のホームページを見た。山形県は対象となる方のプライバシーを守りながら、チラシの配付だけではなく対象となる方に個別に情報が届くようにしている。

⇒【事務局（児童家庭課）】

- ・優生保護法については、こども未来局子育て支援課が担当となっている。持ち帰り担当課につなぎたい。

○国の施策の動きが早い。発達障がいから始まり、医療的ケア児支援、今度は強度行動障がいのある方の支援への取組が始まっている。地域における支援体制の整備に向けて、喫緊の課題に重点を絞って対応していく必要があるのではないかと。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

- ・国において、次々に施策が出てくる中でどう対応していくのか、情報共有も必要。具体的な成果として協議会で検討したことが分かりにくいというのはご意見のとおりかと思う。次年度以降、協議の在り方、進め方について事務局でも検討させていただく。